

◆サポイン21活動の報告と今後の動き◆

工業塗装高度化協議会会長 山崎秀雄

工業塗装高度化協議会では、塗装技術がサポイン指定されるよう活動を続けていますが、いよいよ指定に向け、国が委員会を開催するなど、具体的になってきました。

塗装技術が指定されることとなると、工業塗装事業者の皆様が行う塗装に係る技術開発に対して、国から様々な支援を受けることができるようになります。

国の指定技術に係る技術開発案件の提案の募集は、2012年早々になることが予想されますので、工業塗装事業者の皆様には、国の募集開始と同時に提案できるよう、今から直ちに準備を進めてください。

1. 塗装技術の指定に向けた状況

日本工塗連においては、「塗装技術」を「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(中小ものづくり高度化法)の指定を受けるため、経済産業省、中小企業庁に働きかけを行っていますが、このたび経済産業省の塗装技術に係る委員会において、塗装技術の指針(案)のとりまとめが行われました。この指針(案)は、今後、経済産業省のパブリックコメント募集において公表され、審議会の審議等を経て、指定されることとなります。指定される場合、工業塗装事業者が行う塗装技術に係る技術開発について、国の様々な支援を受けられることとなります(下記3.参照)。

具体的な支援措置は次のとおりです。

2. 中小ものづくり高度化法と支援措置について

(1) 中小ものづくり高度化法の概要

工業塗装事業者の皆様が行う塗装に係る技術開発の根拠法として、ものづくり中小企業の技術開発等を支援することを目的とした「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(中小ものづくり高度化法)が平成18年4月19日に制定されました。

この法律に基づき、国は中小企業が目指すべき技術開発の方向性と将来ビジョンを「中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針」(技術指針(※1参照))として取りまとめ、その指針に基づいて行う特定研究開発等を支援することとしました。

この「特定期間ものづくり基盤技術」とは、「当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、中小企業者とその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するもの」であり、現在、次の20技術が指定されていますが、2012年度から当業界の「塗装技術」が追加されることとなります。他に「温度制御技術」の検討も行われていますので、指定技術は22となります。

なお、国は「ものづくり基盤技術」を「**サポーティングインダストリー=サポイン**」と称しており、本稿の表題にあります。塗装技術を21番目の指定技術とする活動を「サポイン21」と自称して、工業塗装高度化協議会において活動しています。

(※1) 特定期間ものづくり基盤技術(20技術)：①組込ソフトウェア ②金型 ③電子部品・デバイスの実装 ④プラスチック成型加工 ⑤粉末冶金 ⑥溶射 ⑦鍛造 ⑧動力伝達 ⑨部材 ⑩鋳造 ⑪金属プレス加工 ⑫位置決め ⑬切削加工 ⑭織染加工 ⑮高機能化学合成 ⑯熱処理 ⑰溶接 ⑱めっき ⑲発酵 ⑳真空の維持(現在追加検討中の技術：21 塗装、22 温度制御)

(2) 支援措置

中小ものづくり高度化法に基づく支援を受けるためには、第一ステップとして、中小事業者が行おうとしている研究開発計画が、経済産業大臣から「指針」に基づいた特定研究開発等計画として認定されなければなりません。認定を受けようとする中小事業者(単独又は共同)は、所定の認定申請書に必要書類を添えて、経済産業局に提出します。

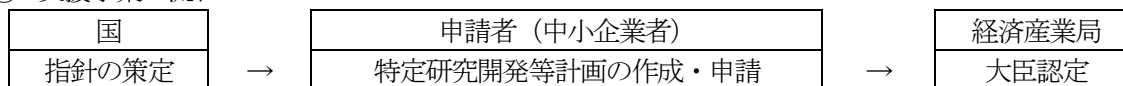
認定を受けた特定研究開発等計画に対しては、次の支援措置が用意されています。

○ 戦略的基盤技術高度化支援事業支援

この支援は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組みを支援するものです。特に、複数のものづくり中小企業者と、川下製造業者や大学、公認試験研究機関等が広がりを持って有機的に連携した取組みであって、将来的に製造する製品等が明確な提案でなければなりません。

認定を受けた研究開発に係る**諸経費を国が負担**する。

① 支援事業の流れ



② 支援事業の研究開発期間と研究開発費の規模

- i 研究開発期間 2年度若しくは3年度
- ii 研究開発費の規模
 - 初年度 費用の合計額が45000万円以下
 - 2年度 初年度の契約額の2/3以内
 - 3年度 初年度の契約額の半額以内

○ 日本政策金融公庫の低利融資

困難な経営状況にあると認められる者に対し、

貸付金利：特利3

貸付期間：設備資金 20年以内、運転資金 原則5年以内

○ 中小企業信用保険法の特例

| 保険種 | 通常枠 | 特例による別枠 | 保険種 | 通常枠 | 特例による別枠 |
|-------|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通保険 | 2億円 | 2億円 | 特別小口保険 | 1,250万円 | 1,250万円 |
| 無担保保険 | 8千万円 | 8千万円 | 新事業開拓保険 | 2億円 | 3億円 |

○ 商工中金の低利融資

- ・技術の高度化への取組みや事業拡大に必要な設備資金・運転資金
- ・特定研究開発計画を実施するために必要な設備資金、運転資金
- ・中小ものづくり高度化法に基づく計画認定支援、技術別指針などの各種施策情報提供

○ 特許料等の軽減

審査請求手数料、一定期間の特許料が半額

○ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者が認定計画を実施するために増資する場合の株式の引き受け

3. 今後の予定 (予想)

- ・ 23年11月11日(金)、12月1日(水)：塗装に係るサポイン委員会…済
- ・ 24年1月：パブリックコメント募集 (約1ヵ月間)
- ・ 24年2～3月頃：審議会
- ・ 24年3月下旬頃：官報公示
- ・ 24年3月頃：官報公示後ただちに技術開発案件の公募開始

<ポイント：直ちに提案できるよう、今から準備を進めておくことが肝要です。>

(注) 1. 技術開発案件の申請に関する相談・受付は、各地の経済産業局で行われています。手続等の詳細については、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の各経済産業局のHP又は「サポイン」で検索してご覧ください。

2. 日本工塗連、CEMA、パウダー協の各組合員のサポインのご相談については、日本工塗連事務局においてもお受けします。

E-mail：nkoreen@garnet.broba.cc 電話：03-6680-9793 FAX：03-3847-6067